

主文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、被保険者の死亡による遺族厚生年金を支給しないとした処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)による改正前の厚生年金保険法(以下「旧法」という。)による通算老齢年金(以下「旧法厚年通老年金」という。)の受給権者であった被保険者(以下「亡被保険者」という。)が昭和〇年〇月〇日に死亡したので、請求人は、その内縁の妻であると主張して、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人は、亡被保険者との婚姻が民法第736条により禁じられているので、厚生年金保険法(以下「法」という。)第59条に規定する遺族に該当せず、また、「養子としての請求であっても、(遺族厚生年金の)受給権発生時に18歳到達年度の末日を過ぎているため」という理由で、同人に対し、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 旧法厚年通老年金の受給権者が昭和

61年4月1日以後に死亡した場合、その者の配偶者で、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものに、遺族厚生年金が支給される。そうして、前記配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとされている(法第3条第2項、第58条第1項、第59条第1項及び60年改正法附則第72条第1項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第88条第1項第5号及び第3項)。

- 2 そうして、死亡した配偶者によって生計を維持した配偶者とは、死亡した配偶者と生計を同じくしていた配偶者であって(以下、この要件を「生計同一要件」という。)、年額850万円(昭和61年当時は600万円)以上の収入又は年額655万5千円(昭和61年当時は、430万5千円)以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のもの(以下、この要件を「収入要件」という。)、とされている(法第59条第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに昭和61年4月30日付庁保発第29号通達及び平成6年11月9日付庁保発第36号通達)。
- 3 本件の場合、亡被保険者が前記1にいう旧法厚年通老年金の受給権者であったことについては当事者間に争いが無いと認められるから、本件でまず検討しなければならない問題は、請求人が、前記1の法令の規定に照らして、亡被保険者に係る遺族厚生年金を受けることができる配偶者に該当すると認めることができるかどうかということである。そして、上記が肯定的に解される場合、請求人が前記2の生計同一要件及び収入要件のいずれをも満たしているかどうかである。

第4 審査資料

「略」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」

2 本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 婚姻制度は一つの社会制度であり、単なる男女関係や同棲関係を意味するものでないことは、明らかである。法第3条第2項は、このような社会制度としての婚姻関係について規定した民法の婚姻法秩序を前提として、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を、政府が管掌し、事業主及び被保険者から強制的に徴収した保険料で基本的にその費用が賄われ、公的性格を有する厚生年金保険制度の中で、その者の老後生活等の安定のため、婚姻の届出をした者と同様に取り扱おうとする趣旨に出たものである。

そうすると、一種の公的給付と解すべき遺族厚生年金について、法第3条第2項が明文で民法第734条から第736条までの規定に反する者を排除していないとしても、法第3条第2項が民法の婚姻法秩序を前提にしている以上、上記に該当する者は排除されるべきであり、民法第736条に該当する自然血族の関係がなく、優生学的配慮の必要がない、養親子間の場合も基本的には変わるところがない。

(2) しかし、本件は、以下に述べるように、他の目的を達するために便宜的に養子縁組をした、いわば偽装養親子間の事実婚関係に係るものであり、それが一方当事者の死亡に伴い解消した場合の残された一方当事者の老後関係の安定という法の趣旨・目的と現行婚姻法秩序が担う社会倫理的配慮の関係について、より詳細な検討を加えた上で遺族厚生年金の支給の可否を決する必要があると思料される。

(3) 最初に、亡被保険者死亡時において、同人と請求人とが事実上婚姻関係と同様な事情にあったと認められることができるかどうか、それが認められる場合に、その形成過程と本件養親子関係の形成との関係について、みてる。

請求人と亡被保険者の関係は、両者が住民票上の住所を同じくするようになって以降でも〇〇年近くに及び、理由は定かではないが、一時的にそれを異にしていた時期があるとは言え、亡被保険者の死亡前〇年半弱の期間、起居をともしていた。もちろん、単に起居をともしているのみであるならば、それが単なる男女関係の延長ないし同棲関係である可能性、又は、それが養親子関係に基づくものである可能性がないわけではない。本件の場合、亡被保険者が、Aとの協議離婚成立により婚姻障碍がなくなった後も請求人と戸籍上の婚姻をしようとしなかったこと、亡被保険者の先妻、子どもなどに「お姉さん」と呼ばれていた時期があること等から、その可能性がまったくないということも言えないが、亡被保険者（協議離婚当時、〇〇歳）のような年代でその親族とともに家業を営んでいる者にとって、家業や今後の相続その他を考えて、あえて婚姻届を出さないで事実婚関係を続ける例がまみられること、Aその他が請求人のことを「お姉さん」と呼んでいたとしても、それは他の呼び方をはばかってそうしていたとみるのが自然であり、実体を反映した呼称とは考え難い。請求人は、亡被保険者と請求人が周囲から夫婦とみられていたことを示す、冠婚葬祭の際の写真その他を提出しているわけではないが、亡被保険者がAと協議離婚をした後、亡被保険者に請求人以外の事実上婚姻関係と同様な事情にあったみさせる女性があったわけでもなく、亡被保険者とともに、その孫を養育していたと認められ、請求人及び代理人の申立て・陳述を特段否定するような事情も窺われない。以上のことからすると、請求人と亡被保険者は、後者の死亡当時、婚姻関係と同様の事情にあったと認められる。

(4) 次に請求人が亡被保険者の養女となった経緯であるが、養子縁組の時期

(亡被保険者〇〇歳、請求人〇〇歳)は、請求人がBを養育するようになって〇年近く経った後であり、その当時は既に亡被保険者と同居をしており、両者の関係は、偶発的な男女関係や同棲関係を越えたものとなっていたとみるのが相当である。そのような両者が、特段それを否定すべき事情もない、経緯・理由で養子縁組をしたのであるから、それは、真実両者の間に養親子関係を形成しようとする縁組意思の合致があったかどうかは疑わしい、便宜的な養子縁組であったと言わざるを得ない(民法第802条参照)。

(5) もちろん、便宜的な養親子関係であったとしても、請求人は、亡被保険者の養女として、多少の経済的利得を受けたことは否定できないが、しかし、それは、生活実態を反映した亡被保険者の配偶者ならば得られたであろう利得を下回るものであり、養子縁組は亡被保険者の発案でなされ、当該仮装縁組の目的もBのためでもあったと認められることから、便宜的な養子縁組の故をもって、請求人を強く非難し得るとか、請求人の行為が反社会的であると断ずることはできない。

(6) 以上のような経緯によって形成された養親子関係であるから、当事者自身はもちろん、その周囲のものも普段は彼らが養親子関係にあることを意識せず、近隣住民もそれに気がつかなかったのは、当然である。本件の場合、夫婦としての共同生活期間はそれほど長いとも言えず、両者の間に子がいるわけでもないが、亡被保険者と請求人は前者の死亡当時、まだ未成年である前者の孫を、事実上共同で養育していたという事実は無視できない。そうして、本件遺族厚生年金は、亡被保険者とその事業主の抛出に基づく旧法厚年通算老齢年金の4分の3が、亡被保険者の死亡により、それらで生活を支えることが困難になった無業の妻に支給されるという性格のものであり、公的

な再分配制度という性格が全くないとは言えないが、その程度は、法第60条第1項の規定が適用されるものほどは大きくないと言える。

(7) 以上のことからすると、本件の場合、例外的に、現行婚姻法秩序が担う親子関係の秩序維持という社会倫理的配慮に基づくのではなく、配偶者の一方の死亡に伴い残された他方配偶者の老後関係の安定という法の趣旨・目的に則して、請求人には、亡被保険者の死亡に基づく遺族厚生年金が支給されるべきこととなり、これを否定した原処分は取消しを免れ得ない。

なお、最高裁判所第一小法廷昭和60年2月14日判決(訟務月報31巻9号2204頁)が、養子とその継母という姻族関係にある者の内縁関係について、旧法の遺族年金の支給を否定しているが、本件とは事案を異にしている。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。